

議案第13号

多可町個人情報保護条例の一部を改正する条例及び多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町個人情報保護条例の一部を改正する条例及び多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年3月2日提出

多可町長 戸田善規

多可町個人情報保護条例の一部を改正する条例及び多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

(多可町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 多可町個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を改め、同条第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、同条第5号を改め、同号を同条第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に3号を加える改正規定のうち同条第5号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第35条において同じ。)」を加える。

第35条を改める改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「係る情報提供等記録」を「係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録」に改める。

第36条第1項、同項第1号及び第3号を改める改正規定のうち同項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附則中「定める日」の次に「(平成29年5月30日)」を加える。

(多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年多可町条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年5月30日)から施行する。

多可町個人情報保護条例の一部を改正する条例の新旧対照表

(第1条)

現 行	改 正
<p>(略)</p> <p>第2条第2号中「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」を削り、同条第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、同条第5号中「第18条第6号エを除き、」を削り、「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第8号とし、同条第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2条第2号中「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」を削り、同条第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、同条第5号中「第18条第6号エを除き、」を削り、「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第8号とし、同条第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第35条において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p> <p>(略)</p>
<p>第35条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。</p> <p>(略)</p> <p>第36条第1項中「する保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。))」を加え、同項第1号中「及び第2項」の次に「若しくは第12条の2第1</p>	<p>第35条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。</p> <p>(略)</p> <p>第36条第1項中「する保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。))」を加え、同項第1号中「及び第2項」の次に「若しくは第12条の2第1</p>

現 行	改 正
<p>項及び第2項」を、「利用されているとき」の次に「番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第3号中「第2項」の次に「又は第12条の3」を加える。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分（第2条第5号を加える改正規定、第12条の2の改正規定（「（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加える部分に限る。）、第35条の改正規定及び第36条第1項の改正規定（「（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）」を加える部分に限る。）の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。</p>	<p>項及び第2項」を、「利用されているとき」の次に「番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第3号中「第2項」の次に「又は第12条の3」を加える。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分（第2条第5号を加える改正規定、第12条の2の改正規定（「（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加える部分に限る。）、第35条の改正規定及び第36条第1項の改正規定（「（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）」を加える部分に限る。）の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日（平成29年5月30日）から施行する。</p>

多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の新旧対照表

(第2条)

改	現	行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、町の執行機関が、町の他の執行機関（法令の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行っている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該町の他の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、町の執行機関が、町の他の執行機関（法令の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行っている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該町の他の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	

